

(1990年3月23日第3種郵便物認可)(毎月1日新)1991年12月1日 全国民闘連ニュース 第62号(1)

全国民闘連ニュース

第 6 2 号
1 9 9 1 年
1 2 月 1 日

年間購読料三千円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡

〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3F8号
TEL 06-972-1608 FAX 06-973-5666
〒201 川崎市川崎区桜木1-8-22
TEL 044-288-2997 (FAX兼用)

第1回

「在日韓国・朝鮮人の 未来と人権」 研究集会 (報告 PARTII)



——パネルディスカッション——

民族差別撤廃運動の 歴史をふりかえり 在日の未来と人権を考える



<パネリスト>

- (司会) ●梁泰昊氏 (民族差別と闘う兵庫連絡協議会)
●袁重慶氏 (民族差別と闘う神奈川連絡協議会)
●李敬宰氏 (民族差別と闘う大阪連絡協議会)
●徐正禹氏 (民族差別と闘う大阪連絡協議会)

<梁> 70年代に民族差別撤廃運動がはじまり、80年代に指紋押捺拒否闘争が盛り上がった。その流れの中で'91年問題がクローズアップされた。在日韓国・朝鮮人の処遇について'91年1月10日の日韓外相覚書で決着されたといわれているが、はたしてそうだろうか、という疑問を持つ。例えば戦後補償問題については当事者から戦争は(補償から切り捨てられた人がある限り)終わっていないという提起がある。(時代の変わり目

というからには新しい時代をどうとらえるかが肝心) 民族差別撤廃運動が何だったのかをふりかえり、在日韓国・朝鮮人とは何か、どうなっていくのか、どういう生き方を模索するのか、そのためにはどうしたらいいのかをふまえながら、(在日韓国・朝鮮人と日本社会を)未来志向で考えたい。まず、現状をどう見るのか、法的地位に関しては'82年に「特例永住」が認められ、永住性が強調され、いわゆる「82年体制」が生まれ、その延長

に91年の状況や「特別永住者」を規定した入管特例法の施行がある。もはや帰国か在日かという議論は過去のものといってもさしつかえがない。日朝の話し合いの中でも、法的地位や国籍の問題をどう考えるかという問題は避けられない。日本で在日外国人問題イコール在日韓国・朝鮮人問題と言われたのは過去のことで外国人労働者の激増の中、100万人が外国人登録をしている状況もある。

また、日朝・日韓の結婚が増加し、国籍法の改正と合わせ日本国籍者の増加という現状もある参政権や、公務員採用の問題もつきつめれば国籍の問題である。

日本国外では、南北朝鮮首相会談の進行で、南北の境界線が低くなっている。統一の機運がある。世界的な東欧・ソ連の変動、日本と南米の日系人との関係、在日外国人が増加している問題等々も押さえながら在日韓国・朝鮮人問題の現状を考えたい。

＜褒＞ 大変グローバルな視野から梁氏のお話ですが、私が特におさえたいのは世界各地でおこる民族紛争、社会主義の崩壊など目まぐるしく動く国際情勢の中で、私たちが何を共同体の核としながら生きていけばいいのかということである。

国籍なのか民族なのか、宗教なのか…また環境問題もあり何を共通項に生きていけばいいのか、混沌としている。このことと在日韓国・朝鮮人の現状認識と合わせ考えたい。

＜李＞ 統一・民族・祖国等色々な問題が掲げられているが、私はすべてに関心があるわけではない。在日韓国・朝鮮人が68万人いる中で、ほとんどは在日韓国・朝鮮人という意識で暮らしていない。日本社会の中で埋も



れており、既成の民族団体も十分には(そのような人々)をつなぎとめていない。これらの状況を同化と批判した所で何もはじまらない。在日韓国・朝鮮人意識の希薄な人々に何が必要か、どう働きかけるのかを考えるべきであろう。

＜徐＞ 在日の現状を考える時、日本の国内の状況の変化をおさえなくてはならない。国際化の進行や冷戦構造の崩壊にともなう、(国境、国籍の)ボーダレス化、さらには、「人権」「在日の問題」が頻繁にマスコミを中心に取り上げられるようになったこと。そういう意味では在日韓国・朝鮮人が自らの立場を主張しやすい状況にある。過去にくらべ主張が受け入れられやすい状況だけに、主張する側の在日韓国・朝鮮人の生き方がますます問われるという重大な時期と考える。

＜梁＞ 新しい時代が来ているということだろう。民族や国籍などについての既成の概念の大きな組直しが必要とされている。その中で新しい運動の構築が望まれるが、そのためにはどのような中から、民族差別撤廃運動が生まれ、展開されたのかをひるがえって考えたい。

＜裴＞ 65年の日韓条約は在日の問題は国家間の政治のとりひきの材料にされた。今進められている日朝交渉は、確かに統一という意味では期待も注目もされているが、我々在日が自分たちの処遇に関する要求の声を上げることができない限り、同じ撤を踏むだろう。91年問題の政治決着も同様で在日の生活に関する部分は不十分である。日韓条約という国家間のやりとりの中では在日の生活に関する様々な不条理が何も解決されなかった。やはり、自分たちの手で解決しようという思いから民族差別撤廃運動は生まれたのではないだろうか。戦後民主主義教育の中で「基本的人権の尊重」「差別はいけない」と、誰もがいうが目の前の民族差別などについてはそれに気付きながらも、誰もそれをなくすための具体的な行動をとらなかった。これらの矛盾を素直に「おかしい」と口に出させたのが、日立闘争(70年代)だったと思う。在日韓国・朝鮮人であることだけを理由に解雇されることをおかしいとはじめて言えたのである。

当時は高度成長期で在日韓国・朝鮮人の生活も底上げされ、また市民運動の台頭期であり、日本人の若い世代の共鳴もあった。在日の諸問題といえば、それまでは統一が第1の課題であり、それに収斂されていたが、日本生まれの2世は自分たちの生活の問題に重きをおいて考えるようになった。政治状況、経済状況の変化、在日世代の移り変わりが、民族差別撤廃運動の発生と関連する。このことは、60年代後半からの現象として見られた。日立闘争は全面勝利をおさめ、その闘いをすすめた人々が民闘連を結成する。民闘連に結集する人々は、それぞれが地域実践をかかえ

実生活の矛盾と闘っていた。運動の理念を先行させるのではなく、それぞれの地域の中で進める運動が説得力をもつのかどうか常に点検してきた。実生活の矛盾を取り上げそれとの闘いの方向性の論議を重ねてきたことが民族差別撤廃運動、民闘連運動の持続、継続につながった。そして教育差別、制度上の差別等、様々な個別闘争がくまれていった。そして、それらの情報を交換、交流する所から民闘連全国交流集会在生まれた。

理念ではなく現実になにをすべきかを追求してきた。祖国の統一、民主化も肝心だが、それ以上に目の前の差別と闘うことが肝心だと、行政闘争もくまれた。

川崎で児童手当の在日韓国・朝鮮人への支給、公営住宅入居の闘いが成果をおさめ、関西にも広がった。自分たちの生き方を考えれば考えるほど、民族差別と闘わなければいけないということが見えてきた。

中には「在日の民族の主体性は民族差別と闘うこと」という極端な意見もあった。

一方時代は多様化の様相を呈し、これらの闘いを進める上で、同胞の集団を何で規定するのかということが問われてきた。言葉なのか、文化、習慣なのか、国籍なのか、血統なのか、在日韓国・朝鮮人の実情はいずれにもくくれなく、このような本質的論議が日立闘争以降(交流集会などで)重ねられてきた。この論議は、在日の生き方にも直結すると思う。

そのように規定しきれない在日集団にとって、やはり、民族差別と闘うことが民族の主体性であるという方向に必然的に向いていった。



<梁> 私たち2世が進めてきた民族差別と闘う運動は単に差別をなくすために闘うのではなく、その中から自分の生き方、主体性を問うものであったと言える。教育上の体験から李敬宰氏はいかがか？

<李> 私は在日韓国・朝鮮人教育発祥の地と言われる、大阪高槻6中の出身である。それまでは日本の公立学校に学ぶ在日韓国・朝鮮人生徒は、民族学校に連れていくことがその子のためになると、ほとんどの教師からそう思われていた。

また多くの教師は、目の前の在日韓国・朝鮮人生徒の非行の背景を考えるとなく、現象面だけを捉えがちであった。それらを反省し、公立学校でクラスの目の前の在日韓国・朝鮮人生徒の教育を、いかに保障するかというところから在日韓国・朝鮮人教育が生まれたと思う。私はそういう教育を受け、在日韓国・朝鮮人としての自覚を高めた。自分が生まれ育つ高槻の成合は、戦前の陸軍の軍需工場建設のため、朝鮮人が駆り出されその結果形成された集落であり、当時の飯場をそのまま住居にしたものだから大変みすばらしい。また成合の多くの先輩・後輩たちも非行に走るケースは相変わらずであった。在日韓国・

朝鮮人の後輩たちが差別から逃げて非行に走るのはではなく、差別を直視しながら自らの生き方を模索できないだろうかという問題意識もあった。

その状況を受け、地域整備と教育は何かしたいと思い立ち上がった。しかし既成の民属団体からは相手にされず、部落解放運動を手本にしながら高槻むくげの会を作り、地域子ども会など進めてきた。南北対立の図式が在日社会にそのままもちこまれるという構図の中だったが何とかやってこれた。

成果としては、在日韓国・朝鮮人教育の行政保障、障害年金の補完制度などがある。祖国統一や民主化の問題は私のなかでは優先順位は後の方で、まずは差別と闘うこと、生活を守ることが肝心だと捉えてきた。

在日韓国・朝鮮人の権利を勝ちとる運動はまだまだ自立していない。つまり受け身といえる。政府が我々を管理・抑制するための何らかの施策をうったときに反対すればいいということだけではダメである。運動を担う側からこうすべきだというビジョンを提起すべき。そしてそれかについて行けばいいということではなく、それぞれ一人ひとりがその担い手であることを自覚すべきである。

<梁> 何もない中から、自力でやってきたことが2人の話から伺える。1974年日立闘争が終わり、行政闘争を展開した。物取り闘争、同化主義と言われながらも、それをはねかえし、自分たちが暮らしやすい状況を切り開いてきた。各地の仲間の支援の中、例えば75年5月には、尼崎が児童手当の交渉が夜を徹して行われ勝利した。75年には民闘連が正式発足する。70年半ばからのそのよ

うな運動の流れは大きなものがあった。それを支えたのは基本的には地域実践である。74年に八尾トッカビ子ども会が発足した。国籍条項撤廃運動と合わせ語っていただきたい

<徐> 八尾で国籍条項問題にとりくんだのは78年。79年には撤廃。そして大阪府内の大阪市を除く全市での国籍条項撤廃のきっかけとなっていた。

今でこそ国籍条項撤廃運動が当たり前だが、当時は不安ばかりだった。ひとつは勝てるだろうかという不安。もうひとつは、本当に正しいことなのだろうかという不安である。今でこそ在日韓国・朝鮮人が公務員になるということは、就労権として受け止められているが、当時は同化につながるとの批判が主流だった。またこれは、在日の権利意識を高める運動でもあった。闘えば勝てるという実践を通じて、在日の側にある「どうせ勝てっこない」という、つまり敗北意識をいかに克服するかという闘いだったようにふりかえる。

<梁> 79年には国際人権規約、82年には難民条約の批准、そして82年以降指紋拒否闘争が盛り上がるが、それをふりかえていただきたい。

<李> 私は北九州の14才の在日韓国・朝鮮人少女が指紋拒否したとたん、カミソリ入りの脅迫状が送られてきたことを知り、彼女を守らなければと思い拒否を決心し82年に拒否をした。指紋拒否運動は、進める側の意図をこえ大きくもりあがった。あの時のエネルギーを、継続して91年問題に対する運動に結び付けることができなかったことは総括すべきである。民族団体ももっと頑張っていれば、91年問題も違った展開をみせたので

はないだろうか。

<梁> 指紋問題の流れをどうしていくのかという問題に直面した。ひとつひとつの課題を追求していだけでいいのか、という問題意識と、82年の難民条約のからみで基本的な国籍条項は撤廃されたことや、1・2世から3・4世への世代交替などの状況も生まれますます在日の生き方が問われてきた。91年問題もにらみながら自分たちのあり方や、指紋運動から生じた定住外国人という概念を社会的にどう位置付けるのかということが議論された。以上のような事柄に関して語って頂きたい。

<褒> 70年代は行政闘争が様々な形で展開され勝利をおさめる。また、民間の生命保険加入差別事件などに対してもそれなりの勝利をおさめる。

進路保障の闘いも個別には成果が見られた計画をたてたわけではないが、次は指紋制度との闘いだということはえがいていた。しかし、国家権力・警察権力と正面からぶつかる質の闘いであることと、入管闘争など今までそのような闘いで勝利したことのない経験からちゅうちょもあった。しかし諸権利獲得闘争が勝利するなかで、在日の人権意識は以前よりも高揚しており「おかしいものはおかしい、とりくもうじゃないか」という、なかば勢いで闘いに望んだといえるのではないだろうか。勿論、人権諸条約の批准も運動のきっかけではあった。

外登法改正の闘いのなかで、様々な団体が生まれ共同戦線をはり、多くの裁判闘争が組まれ、大きな盛り上がりを見せた。一方、この闘いを組む中で、91年問題は視野に入れ

ていた。日韓条約と同じ撤を踏みたくない、
という思いと反対だけで一向に対案を出さな
いのでは、非生産的であるという思いからで
ある。やはり、在日の処遇や人権に関してど
うあるべきかを出さないと説得力に欠ける。
どのような主体性で、どういう闘いを進める
べきなのか、という論議の中で「補償・人権法」
の発想が生まれ、その論議がなされてきた。

＜梁＞ 補償・人権法が提起される第1段階
は、1987年の岡山の集会における定住外
国人法(案)提言に始まる。そこで何を問題
にし、補償・人権法という形にまとめられて
いったのか、その経過と問題意識はどうか。

＜徐＞ 87年に作業委員会をつくり、学者
の意見と10数年の各地域実践(その体験と
教訓)をまとめる形で(案)をつくっていつ
た。87年11月の岡山集会で提言という形
で、88年の大阪集会では法(案)という形
で世に問うた。提起にいたる問題意識は2つ
ある。

65年の日韓協定に対する失望から、在日
韓国・朝鮮人の自立した運動がはじまったと
言えるが一つは、2国間の協議に我々の処遇
を決定させてしまうのではなく、我々在日韓
国・朝鮮人の側から人権を守る法の政策を外
交ではな

交ではなく、国内施策として実現させる取
組みが必要である、ということである。2国
間協定では限界は見ており、その結果ま
ちというのはあまりにも受け身すぎるとい
う反省もあった。

もう一つは、日本社会に蔓延する歴史認識
の欠如並びに、排外主義という本質をふまえ
るということである。指紋の闘いはその本質
にせまる闘いであるがゆえに、拒否者に対し
て「イヤなら帰れ」というおびたしい数の
イヤがらせの手紙が届いたが、その本質を根
底から変えることができなかったという意味に
おいては、指紋の闘いは負け、と私は理解し
ている。未だに出てくる「イヤなら帰れ」は
歴史認識の欠落している状況に対する責任が
うやむやにされている問題とも言える。勿論
指紋の闘いはそれまでの運動とは質的にちが
うが、それまでの行政闘争が、勝利を重ねる
ことができたのは(例えるなら)日本社会の
うわつらをこする程度のものだったからとも
言える。では、本質にせまるためには、何が
必要か、つまり表面ではなく、核をけずる闘
い是何なのか、それは在日韓国・朝鮮人の存
在とはいったい何なのかをもう一度とらえか
えすことであり、さらには歴史認識の変革に
ともなった戦後補償であるという結論に論議
の中で至った。

今までのように人権保障だけを要求するの
ではなく、戦後補償の上になった人権補償が
必要であり、その中身は、一定達成された形
式的平等だけでなく、実質的平等がともなっ
たものではなくてはならない。実質的平等の
観点から、法(案)では文化・教育・進路の
問題にもふれている＜梁＞ 定住外国人法か



ら始まったが、当初外国人労働者問題も視野におさめていた。何故戦後補償が必要なのかということをも、もう少し詳細に。

<斐> 先ほど、徐氏が謙遜して指紋は負けたと言っていたが、廃止に追い込んだことに焦点をあてると、色々問題は残っているが勝利したと言ってもいいと思う。

当初法(案)には5年以上の在日歴があれば、権利としての日本国籍を取得できる、という条文が入っていたが、結局削除した。その理由は、定住外国人法という名称で日本国籍をよこせというのは、整合性に欠けるということ。現在の日本の状況において、民族教育と職業選択に自由が補償されない中で、日本国籍を取得するということは、政府の同化政策の土俵にのるのではないかという議論があり結局削除した。また、定住外国人という概念をどう位置付けるかという問題もあった。

また中には西洋人で居住歴数十年の者や、永住権をもつ者もいることを、どう捉えるのかという問題もあった。

一方で我々のような定住外国人の人権がそこなわれている問題は、そもそも日本の戦後処理が全くデタラメだったことに端を発しており、その矛盾の根源である戦争犠牲者に対する補償がなされていないことも、当然なんとかしなければならぬ、という意見があった。つまり当初の定住外国人法があってそれを深める中で、その矛盾の根源である補償問題が浮かびあがってきたのである。

<梁> 差別がどこにあるかを考えたら、差別意識によるものでなく、差別を生み出す制度があるということである。70年代以降の国籍条項撤廃運動に代表される闘いの体験から



特にそう感じられるようになった。例えば差別語の問題は、それだけが単独に使用され差別語としての意味をもっているのではなく差別制度がもつ差別的な状況の中で発せられることによって差別語としての意味を持っていくわけである。様々な差別的な事件に合うたびに、「朝鮮人は帰れ」「外国人おことわり」などの言葉がでる。やはり「退去強制の在日韓国・朝鮮人への適用」に代表される差別的制度にそれらの言葉が裏付けされているよう

82年難民条約批准時大方の制度上の国籍条項は撤廃し、民族差別はもはやなくなった、とう意見もあったが実感がともなわなかった。解放感をともなわなかったとも言えよう。その、何か問題なのかを指紋との闘いが象徴として問うてきた。問うたものは居住権の問題だと言える。

「補償・人権法」では、居住権、生活権、教育権、参政権、民族権という5つの権利を念頭におき、関連することがらを定めている。中でも、今一番当事者の在日韓国・朝鮮人に問われているのは民族権である。いかにこれからの在日韓国・朝鮮人が意識のあり方も含め民族として生きるのか、どうそれが主張されるのかということである。

<徐> どういう生き方をするかは基本的には個人の自由であり、判断である。しかし、

在日韓国・朝鮮人には共通の状況と悩みがある。善し悪しはともかく今後ますます在日は祖国離れしていくだろう。日韓・日朝の交渉がすすみ在日が祖国を訪問しやすくなり、訪問すればするほど日本で生きていくしかないということを実感するだろう。国籍法の改正と合わせ日本国籍者もますます増えてきている。あえて子に韓国・朝鮮籍を選択させる親は日朝・日韓間の結婚者の半数に満たないだろう。このような状況の中で、祖国の民族とは異なることを自覚せざるをえなくなる。しかし一方で、ルーツを朝鮮半島にもつ本国の朝鮮人でもない、また日本人でもない独自の集団という存在にならざるをえない。我々在日韓国・朝鮮人はルーツを自覚しながら、日本の状況や、その時代に応じて生きていく。在日韓国・朝鮮人は独自の社会集団であることを認めた上で、本国に対しても言うべきこととは言うという姿勢が肝心である。南北の本国政府に何でも期待するのではなく、自分たちの課題は自分たちで追求するという自立指向が肝心である。

また、在日が日本社会にとって価値ある存在になるための環境作り、また当事者である在日韓国・朝鮮人がそれをどう模索するかが問われている。客観的に日本社会にとって在日韓国・朝鮮人は必要である、と認めさせるような生き方を望みたい。いくら朝鮮語ができて、いくら民族文化にたけていても、日本人の前では民族性を発揮できず、意気消沈する姿は我々は一世代から見えてきた。差別は引き続き形態を変え残るだろうが、日本人の前で意気消沈する姿に終止符をうてるような独自の集団でありたい。

<李> 隠れて日本人のふりをすれば表面的には差別は受けないだろう。しかし、ひとたび在日韓国・朝鮮人であることを明らかにすれば差別を受けるという構図は変わらないと思う。つまり理解ある日本人や同胞に守られている中では本名を名乗れるが、そうではない所ではなかなか名乗れないというシビアな状況は変わっていない。このように厳しい日本社会の中で、多くの在日韓国・朝鮮人は日本人のふりをして生きている現実がある。既成の民族団体はそういう人々を組織する取り組みを行ってこなかった。目の前の民族差別とも一世の時代からあまり闘ってこなかった。

在日韓国・朝鮮人の多くが、日本社会にどんどん埋もれていっている現実を直視すべきだろう。例えば、日本国籍をもちながら民族名をなっている在日韓国・朝鮮人を民族団体は受け入れない。国籍は変わったが、そういう人の方が日本名を使用する韓国籍・朝鮮籍の人よりも民族的な場合もある。このような状況をオープンにし、一人ひとりが近くの在日韓国・朝鮮人を掘り起こさないと、朝鮮人は集まらないし、在日韓国・朝鮮人が集まらないところには在日韓国・朝鮮人としての未来はない。また日本社会の在日韓国・朝鮮人に対する排外政策は当然批判すべきだが、日本社会の発展にも責任を持たなければならない。目の前の環境問題、女性問題、障害者問題等にも在日韓国・朝鮮人は積極的に関わるべきであり、自分たちのことだけを訴えるばかりでは訴えられる側の日本人は在日韓国・朝鮮人から心が離れていくだろう。本国の民主化・統一の問題以上に日本社会を発展させるという生き方を在日韓国・朝鮮人はもっ

とすべきと考える。

<梁> 新しい時代の始まりだという思いをもって第1回未来と人権研究集会をもった。新しい時代の始まりだからといって民族差別と闘う運動がなくなるわけではない。時代の変化を感じる中で、このような集会・シンポジウムをもった。これに関して褒さんいかがか。

<褒> 祖国とのかかわりは二の次においてきたが、朝鮮半島情勢が動くなかで 例えば統一の問題が射程距離に入ったら座視できないだろう。また、それら祖国の動きに我々在日韓国・朝鮮人も強く影響されるだろうと思う。かつて民闘連は日本国籍取得を唱えているのでネオ同化主義者だと、事実に基づかない誹謗中傷があった。日本国籍取得の論議をタブー視せず論議したことは事実であるが日本国籍取得を唱えたわけではない。民闘連は論議にタブーをもってこなかった。しかし今の在日の状況を考えると、国籍にこだわる時代や状況にないという実態がある。国際結婚によるダブルの子の存在などはその象徴である。日本社会で自立した集団に在日韓国・朝鮮人であるためには、何が必要なのだろうかを考えることが肝心である。民族・文化の継承やそのための祭り・施設・財団等の確保も展望すべき。民族差別と闘う必要がなくなったということではなく、在日韓国・朝鮮人の集団としての未来を考える時、民族差別と闘うという点だけでは在日韓国・朝鮮人集団としては自立できないだろう。今まで我々のような仲間うちの集会運営ではなくだれもが参加し、在日の未来、日本社会のあり様を論議・研究できるようなカラーをつくらうと

今回のような集会スタイルに整えた。韓国・朝鮮人と日本人の共存や、日本社会へのラブコールなどと言われ続けてきたが、日本社会が総体として在日韓国・朝鮮人を共に生きる仲間として認めている状況にはまだまだなっていない。なっていないことを切り崩していくべきであり、それができないと在日韓国・朝鮮人独自の集団としてはなりたたない。若い日本人の中には保守化する傾向もあり、民族問題を提起したとき「イヤなら帰れ」という反応も多い。そういう中では共存・共生はありえない。我々の将来をどう展望するか、そのささやかな一歩として研究集会と交流集会を別立てで実施した。

<梁> 南北朝鮮も政治的和解の流れにある。さらには世代間の和解である。アメリカ、カナダにおける日系人強制収容に対する、補償運動も(それなりの立場をきついた一世から)「もういいじゃないか」という声もあったが、日系三世の若い世代ががんばり勝ち取った。

在日韓国・朝鮮人の未来をどう展望するかを考え続けることが肝心である。大きなワクでいえば日本社会と在日韓国・朝鮮人内部で緊張から和解への流れをつくっていくべきと考える。

ひとつは、日本人と在日韓国・朝鮮人との和解。もう一つは、在日韓国・朝鮮人内部の和解である。例えば、同じ民族差別の問題で民族団体の足並みが揃っていない現実のおかしさに、若い人たちが気づき、直して行くべきだろう。

<おわりに>

第1回「在日韓国・朝鮮人の未来と人権」研究集会は、本誌掲載の内容で無事終了しました。「無事終了やれやれ」ということが率直な実行委・事務局の感想です。

しかし、今こうして集会内容をふりかえってみると手前みそだが、実にシャープに日本社会の矛盾を問いかけていたと感じます。

また、戦後補償問題・障害年金問題・教育問題・国籍条項問題、どれもが早急にとりくみ、解決すべき課題であると感じています。

21世紀の日本社会はあらゆる人々に開かれたもののはずであろうし、そうしなければ

ならない。開かれた21世紀は私たちが90年代の人権運動をどう構築するのかにかかっています。目まぐるしく世の中が変わる中ですが、さらに、在日韓国・朝鮮人の差別撤廃・人権保障・戦後補償運動を盛り上げたいと思います。

なお、本集会への多数の参加ありがとうございました。来年も引き続き参加を宜しくお願いします。

また、実行委員のみなさん大変ご苦勞さまでした。

全国民闘連ニュース購読のお願い

第1回「在日韓国・朝鮮人の未来と人権」研究集会では、在日韓国・朝鮮人の人権確立と21世紀に向けた民族共生社会を展望するために開催されました。集会には全国各地から数多くの参加があり、常日頃民族差別について考えるみなさんの積極的な研究討議が行われました。

全国民闘連ニュースでは、そのような皆さんの各地での取り組みを掲載したり、戦後補償問題・教育問題・就職差別問題等に関する資料と情報を読者の皆さんに提供すべく発行しております。

これらの取り組みの輪を広げ、それを継承・発展させていくために是非とも購読よろしくお願いいたします。

<購読料>年間3,000円

*送金方法 郵便振込 口座番号「大阪9-76163」

加入者名「民族差別と闘う連絡協議会」

<お問い合わせ>

大阪民闘連 ☎06-972-1608

神奈川民闘連 ☎044-288-2997

